

オットー・ヘツチュによる対ロカルノ政策論

——「現実的協力」のための一論理としての「ロカルノの条約理念」——

前川陽祐

一. はじめに

オットー・ヘツチュ (Otto Hoetzsch 一八七六—一九四六) は、一般には近現代ドイツにおける東欧史学の指導的な人物の一人として知られる一方、保守系の政論家・政治家活動家でもあり、ヴァイマル期にはライヒ議会議員も務めた。すなわち、ヘツチュはいわゆる典型的な「学者政治家 (Gelehrtenpolitiker)」であった。政論家としてヘツチュは、ヴェルヘルム期からイギリスやポーランドナショナリズムとの対抗を念頭に、親ロシア路線を唱え、第一次世界大戦中も『クロイツァイトウング (Kreuzzeitung)』紙で、ロシアとの単独講和・イギリスとの決戦を主張する論

陣を張った⁽¹⁾。

ドイツ保守党の党員であったヘツチュは、ヴァイマル期にはドイツ国家国民党 (Deutschnationale Volkspartei 以下DNVP) に入党し、同党のライヒ議会議員団における外交問題・ロシア問題に関する専門家・論客としてライヒ議会外務委員会に所属し、また党の系列紙において外交論説を担当した。ヘツチュはDNVP内の親ロシア派として早くから独ソ提携路線、いわゆるラパロ政策を強力に唱えているが、その一方、ロシア革命やドイツの敗戦直後の時期にはソヴェエトロシアを強く警戒していた。ヘツチュは「外政の優位」の観点から、あくまでもロシア国家としてソ連邦を受け入れたのであり、イデオロギーとしてのポリシェヴィズムは一貫して拒否していた⁽²⁾。

また先行研究によれば、ヘッチュはDNVP内の穏健派、いわゆる「現実的協力」(後述)の路線を唱える者として、シュトレゼマン(Gustav Stresemann)による外交政策に比較的早くから理解を示しており、ヴァイマル共和国自体に対しても次第に甘受・容認する姿勢をとっていったとされている。このようにヘッチュは穏健派の外交専門家・ロシア専門家としてDNVP内で一定の重みを有していたことが分かる。³⁾

ヘッチュが所属したDNVPの性格についてよく指摘されるのが、ヴァイマル体制に対する「原理的反対(prinzipielle Opposition)」と「現実的協力(positive Mitarbeit)」との路線対立の存在である。⁴⁾本稿では、前者の路線の支持者を「党急進派」、後者の路線の支持者を「党穏健派」と規定する。「原理的反対」の路線が前面に出たのがヴァイマル初期および末期であるならば、DNVPがドイツ社会民主党に次いでライヒ議会第二党の地位にあったヴァイマル中期——具体的には一九二四年五月―二八年五月の時期——には、「現実的協力」の路線が強く展開されたと言える。すなわち、この時期に同路線を唱える穏健派が党指導部の主導権を握り、DNVPは二度(一九二五年と一九二七―二八年)にわたってライヒ政府に参加し、右派連立を形成した。こうしたヴァイマル中期に共和国とDNVPと

を結びつけるに際して、関税などの通商政策や財政・社会政策などの内政的要素と並んで、ロカルノ政策に代表されるシュトレゼマン外交が大きな役割を果たしたことが、早くから指摘されている。⁵⁾

以上のことから、DNVPとヴァイマル体制・シュトレゼマン外交との関係を考察するうえで、オットー・ヘッチュという人物はきわめて重要な存在であると考えられる。

しかしながら、ヘッチュに関する先行研究においては、このようなDNVPとシュトレゼマン外交とを結びうる存在としてのヘッチュという視点は薄いと思われる。すなわち、先行研究でもシュトレゼマン外交・ロカルノ政策に対するヘッチュの姿勢や議論について、ある程度の言及はなされているが、概略的・静態的な叙述に留まっている嫌いがある。⁶⁾当初は党の方針に沿う形でシュトレゼマンの政策にきわめて批判的な態度をとっていたヘッチュが、いかなる道筋をたどってロカルノ政策を受容するに至り、その際にどのような論理が彼の議論を特徴づけていたのかということ进行分析する作業は、DNVPにおける外交専門家としての彼の議論の位置づけを探るうえで不可欠と言える。

以上をふまえ、本稿では、ヘッチュが結果的にロカルノ

政策を受け入れるに至った論理を明らかにしたい。その際には、東欧専門家というヘツチュの立場をふまえ、ヘツチュの議論においてソ連とポーランドが占めていた位置、具体的には、大戦前からのヘツチュの持論であった親露反ポーランド路線がどのように展開されているかという点にとくに注目したい。あわせて、DNVPにおけるヘツチュの議論の位置づけに関しても、DNVPの他の論者の議論を適宜、比較参照することによって、検討したい。対象時期としては、ロカルノ条約が調印された一九二五年末から、ドイツとソ連との間でベルリン条約が締結された一九二六年前半までの期間に注目する。この期間にロカルノ政策をめぐるヘツチュの議論が集中的に表れていると考えるからである。史料としては、『ターク (Der Tag)』というDNVPの系列新聞に毎週一回、ヘツチュが執筆した外交論説「今週の外交 (Die äußere Politik der Woche)」を主に用いる。⁽⁷⁾

二. ルール占領問題からロカルノ条約批准までの

概観

まず、ロカルノ条約締結までのシュトレイゼマン外交に対するヘツチュの姿勢について、DNVPの方針と比較し

ながら、ごく簡単に見ていきたい。ルール占領問題の時期において、ヘツチュは、シュトレイゼマンの政策に対して、その「無計画性と不確実性」を指摘し、「目的意識のある決然たる外交」を要求するなど、きわめて非妥協的な批判を行った。⁽⁸⁾これは当時、シュトレイゼマンの大連合内閣を強く批判していたDNVPの方針に沿ったものでもあったと言える。⁽⁹⁾続くドーズ案問題に関しては、ヘツチュの議論はドーズ案に対する批判と受け入れとの間で動揺した。⁽¹⁰⁾こうしたヘツチュの議論は、当時、ドーズ案の受け入れ賛成派と反対派とが激しい党内対立を繰り広げていたDNVPの動揺を反映したものであった。⁽¹¹⁾

ドーズ案の成立によって賠償問題に一段落がつけられたことで急浮上してきたのが、欧州の安全保障問題である。この欧州の安全保障問題をめぐる主たる議論事項、すなわち安全保障協定やドイツの国際連盟加入といったことの意味や必要性をヘツチュは基本的には否定しないが、⁽¹²⁾一方で様々な懸念や留保も示している。とくにラインラント占領問題や対独軍事監視問題、ドイツ・ポーランド国境や独ソ関係がからむ問題に対しては、次節で述べるような懸念が再三にわたって強く表明されている。⁽¹³⁾こうした見解——欧州の安全保障議論に対して、それ自体否定はしないが様々な留保・条件をつける——は、初の連立参加を果たしたD

NVPの指導部の公式見解にも沿ったものであった。⁽¹⁴⁾ ここでは管見の限り、ヘツチュもDNVP指導部も、アルザス・ロレーヌの完全放棄を意味する西部国境の保障に対しては、明確に賛成しているわけではないものの、少なくとも表立っては反対していない点が注目に値する。これに対して、党急進派は、欧州の安全保障をめぐる議論を激しく非難し、妥協的な党指導部——先述のように、ヴァイマル中期には穏健派がイニシアティブをとっていた——への圧力を強めていた。⁽¹⁵⁾

ロカルノ条約は、周知のとおり、五つの条約と一通の共同覚書から構成されている。すなわち、ドイツ西部国境の現状維持を定めたライン保障協定と、ドイツがフランス・ベルギー・ポーランド・チェコスロヴァキア各国と結んだ仲裁裁判条約、国際連盟規約第一六条の制裁規定は加盟各国の軍事的・地理的状况に応じて適用されることを確認した共同覚書である。また、ロカルノ条約を補強するものとして、同時にフランスとポーランド・チェコスロヴァキアとの間で各々相互保障条約が結ばれた。ロカルノ条約は、各国議会での批准のほかに、ドイツの国際連盟加入が発効の条件とされた。

DNVPはロカルノ条約の批准に反対して、連立内閣から離脱し、ライヒ議会での批准採決でも、ヘツチュも含め

た出席議員の全員が反対票を投じた。

三. ロカルノ条約に対するヘツチュの批判の特徴 —— 批准採決直前の論説を中心に

本節では、ロカルノ条約批准採決の直前に執筆された論説、具体的には一九二五年一月二五日の論説を中心に、ロカルノ条約に対するヘツチュの議論の特徴を見ていきたい。ロカルノ条約に対するヘツチュの批判の特徴的な点は、条約が仮調印された一〇月の論説からも読み取れるが、ヘツチュの議論の特徴がとくに際立って集中的に表現されているのが、この一月二五日の論説である。⁽¹⁷⁾

まず批判の具体的な論点・内容としては、連立離脱の直後の一〇月末に相次いで公表されたDNVP指導部による公式見解とほぼ同様と言える。これらの公式見解は黨員通信および『クロイツツァイトウング』紙に掲載された。ロカルノ条約に反対する理由としてDNVP指導部がここで指摘しているのは、とりわけ「ヴェルサイユの命令を自発的に承認すること、ドイツの土地と人民の断念 (Verzicht auf deutsches Land und Volk) を表明すること、武装した欧州の中央に位置する無防備なドイツが国際連盟加入によって新たな拘束を課され、とくに東方における行動の自

由を奪われること」であり、また「東西間でのドイツの行動の自由が、連盟規約第一六条の危険に対して、明白かつ拘束力ある形では保障されなかった」こと、「軍事の領域における同権と相互性が達成されなかった」こと、「占領地区について見込まれていた、いわゆるロカルノにおける波及効果 (Rückwirkungen) が保障されなかった」こと等も挙げられている。⁽¹⁸⁾さらに翌日付の黨員通信と『クロイツァイトウング』紙においては、こうした主張とともに、「締結される安全保障協定は、既存のドイツ西部国境の修正のための侵略・侵攻あるいは戦争を放棄すること以上を含んではならない」ことや、「フランスが東方条約〔独ポ・独チェコ仲裁裁判条約〕を保障することはいかなる形式であれ、排除される」べきであること等にも言及されている。⁽¹⁹⁾また、DNVPライヒ議会議員団長のヴェスタルプ (Kuno Graf von Westarp) が一〇月末から一月初めにかけて『クロイツァイトウング』紙に連立離脱の経緯を説明する論説を掲載し、一一月末のロカルノ条約批准をめぐるライヒ議会審議においては、同じくヴェスタルプやDNVP副党首のヴァルラフ (Max Wallraf) が批准反対の演説を行った。これらの論説や演説からは、党の公式声明と強く一致した論調がうかがえる。⁽²⁰⁾また急進派も、いっそう激しい論調でロカルノ条約を批判した。⁽²¹⁾

一方、ヘッチュが、一月二五日の論説において、ロカルノ条約に反対する最大の理由として強調しているのも、国境保障をめぐる問題である。ヘッチュによれば、平和的手段による国境修正の可能性が、ライン保障協定の第一条と独ポ・独チェコ仲裁裁判条約の前文とによって西部国境においても、東部国境においても排除されてしまった、という。すなわち、「いかに法学的に多くの理由を持ち出そうと、西方協定のこの第一条と東方条約の前文は、ドイツの土地と民族性の断念 (Verzicht auf deutsches Land und Volkstum) を含んでいる」のであり、

「戦争手段による情勢の変更を放棄することは、論理的かつポジティブに、平和的に情勢を修正する権利に適合する。この根本的な要求を〔ロカルノ〕条約は満たしていない。……同条約は、自らの効力を著しく困難にするに違いない厄介事を、〔ライン保障協定〕第一条と東方条約前文とにおける例の断念文 (Verzichtformeln) によって積み上げているのである」。

このヘッチュの議論については二つの問題点が指摘できる。第一には、先述のとおり、ヘッチュは西部国境の保障には少なくとも明確には反対を表明していなかったので、

従来の姿勢との整合性が問題になる。第二には、チェコスロヴァキアおよびポーランドとの仲裁裁判条約の前文には、ライン保障協定ほど明確に、領土の現状維持を規定したと解釈しうる表現は見受けられないことである。この二点に関しては次節で改めて言及したい。

その他、ロカルノ条約への批判として、ヘツチュは、ロカルノ条約と同時に結ばれたフランス・ポーランド相互保障条約およびフランス・チェコスロヴァキア相互保障条約が、事実上の軍事同盟としての性格を有しており、国際連盟規約に違反していることを指摘している⁽²²⁾。また、連盟規約第一六条に関して、独ソ関係に与える悪影響を懸念し、共同覚書には「国際連盟による法的承認 (Legalisation)」が付与されていないので、その解釈の正当性が不十分であるとも述べられている。さらに彼は撤兵問題や軍事監視問題に関しても、連合国による譲歩が不十分であることを批判している。

このようなロカルノ条約に対する批判はおおよそDNVP指導部の公式見解に沿ったものであると言えるが、その批判の論拠・方法としてヘツチュがもちだしてくるのが、自らが解釈するところの「ロカルノの条約理念 (Vertragssidee von Locarno)」なるものである。すなわちヘツチュは、あくまでも自分自身が解釈するところの「ロカルノの

条約理念」そのものは、かなりポジティブに認めている。そのヘツチュが解釈するところの「ロカルノの条約理念」とは、武力による国境修正の放棄と仲裁裁判による紛争解決とを中心にして欧州の平和を維持することである。ここから、ヘツチュは、「ロカルノの条約理念」とは、平和的手段による国境修正の可能性を容認したものである、との解釈を引き出している。つまり、そのような「ロカルノの条約理念」に照らせば、実際のロカルノ条約は、先に述べたようにライン保障協定第一条および独ポ・独チェコ仲裁裁判条約前文といった、国境修正の可能性を排除する条文を含むがゆえに受け入れられない、というわけである。すなわち、

「ロカルノの条約理念とは以下のようなものたるべきなのである。すなわち、関係各国が戦争手段による国境修正を放棄し、法の理念と仲裁裁判等とを欧州での紛争を防止するためのシステムに組み入れるような条約によって、西欧に平和をもたらすべきなのである。しかし、西方に対しても東方に対しても明確に表現されるべきこの条約理念の純粋性は、西方協定第一条と東方条約前文において、はなはだしく完膚なきまでに損なわれてしまっている。条約の理念がそのような

ものであったならば、それは平和的手段による修正を求めるといふ明確な権利にも肯定的に適合していたはずである。……「一九二二年の」クーノ協定を完成させる代わりに、西方協定第一条および同じ方向性の東方条約前文における「領土的現状 (territorialer status quo)」の保障によって、その理念が損なわれたのである」⁽²³⁾。

実際、ヘツチュは、欧州の安全保障議論の中核は保障協定ではなく仲裁裁判にある、とロカルノ会議が開催される以前から繰り返し主張していた⁽²⁴⁾。また、フランスによるポーランド・チェコスロヴァキアとの各相互保障条約を批判するに際して、ヘツチュが引き合いに出していたものが、ロカルノ条約と一体のものである国際連盟の規約であったことは既述のとおりである。こうした「ロカルノの条約理念」によるロカルノ批判という論法にこそ、DNV Pの公式見解とは明らかに異なった、ヘツチュの独自性があると思われるのである。

四・ロカルノ条約に対するヘツチュの批判の背景

それではこうしたヘツチュの議論にはどのような背景が

あったのかを本節で考えたい。

まず挙げられるのが、何と云っても、黨員・党ライヒ議会議員団の一人として、党指導部の公式見解に合わせる必要性である。いかにヘツチュがロカルノ会議以前から仲裁裁判を欧州の安全保障議論の中心に据えていたとは言え、それまでは賛否を明確にしていなかった西部国境の保障を、ロカルノ条約に対する反対理由の前面に押し出したことは、やはり党への配慮なくしては考えられないであろう。同様のことは、独ポ・独チェコ仲裁裁判条約の前文に関して、同条文が東部国境の修正を全面的に否定しているという苦しい解釈についても当てはまる⁽²⁵⁾。ではヘツチュは、単に党指導部の公式見解との整合性をとるためだけに、「ロカルノの条約理念」を強調してロカルノ条約を批判する、という論法をとったのであろうか。

必ずしもそれだけではない、と思われる。ヘツチュの議論の背景としてもうひとつ挙げられるのが、国際関係に対する彼の見方である。「ロカルノの条約理念」によるロカルノ批判が繰り返されたまさしくその一月二五日の同じ論説のなかで、ヘツチュはロカルノ条約の締結に、「国際関係における新時期の始まり」の可能性を見出している。ここでは、ロカルノ条約の締結によって、英仏協商が解体し、イギリス・フランス・ドイツ・イタリア・ベル

ギーからなる五カ国同盟体制に吸収されるという事態が起こりうる、と見なされている。彼によれば、

「ロカルノ」条約体制によって国際関係における新时期が始まりうる。すなわち、一般的な法理念とその機構とが国際関係にとつて重大な意義を有するようになるというイデオロギー的な方向においてだけではなく、諸国家の關係自体——英仏協商が解体して、ドイツも含めた五カ国の同盟へと吸収されることによつて、国際連盟から欧州国家系へと再發展するようない—において、である」⁽²⁶⁾。

また同じく一月二五日の論説で、先にも述べた、フランスによるポーランド・チェコスロヴァキアとの各相互保障条約を批判する文脈で、さりげなく、「従来のフランスの東方同盟の弱体化」⁽²⁷⁾について言及されている。すなわち、ヘツチュがヴァイマル初期以来、大きな脅威の対象と見なしてきたフランス・ポーランド同盟が、ロカルノ条約によつて弱体化すると見なされているのである。このようなヘツチュの議論からは、「ロカルノの条約理念」によるロカルノ批判とは、明らかに異なつた論調を見てとることができる。全く同じ日の同じ論説であるにもかかわらず、

ここでは、英仏協商の解体、フランス・ポーランド同盟の弱体化という、ヘツチュにとっては、まことに歓迎すべき事態が描かれているのである。

このように、ロカルノ条約の締結によつて新たな国際関係が始まつた、という見解は、これ以降の時期の論説でも頻繁に登場する。例えば、一九二六年一月の論説では、フランス・ポーランド同盟の弱体化について、いっそう明確かつ尖鋭的に表現されている。この論説では、フランスとの同盟が弱体化したと関連づける形で、直接、ポーランドに対して国境修正の要求まで突きつけられている。すなわち、「フランスとの新たな条約（仏ポ相互保障条約）はこれまでの協定（仏ポ同盟条約）の代わりに国際連盟のもとに置かれるものであり、フランスは自らの諸義務を連盟の諸義務に適合させた。このことはポーランドでは脅威として批判的に見なされている。なぜならば、これまでは無制限であつたフランスの対ポーランド同盟義務が、このことによつて明確に規定され、挑発によらない攻撃の場合に限定されたからである」。そしてヘツチュは、「フランスとの同盟に過剰に依存せず、ドイツと合意することが得策かもしれない。同様のことはあらゆる外国借款に関しても言えるかもしれない。つまり、金は貸してもよいが、ポーランドはドイツ關係が不安定なので、前もつて国境問題、

について合意に達するべきなのかもしれない」というポーランド代議士の発言を紹介したうえで、以下のように述べている。「ポーランド国家が再建・安定化を望むならば、まさしくこの路線に内政・外交を適応させるべきなのである」⁽²⁹⁾。

また、ヘツチュはロカルノ条約が結ばれたことよつて、アメリカとソ連の外交において、欧州志向がさらなる強まりを見せていることも指摘している⁽³⁰⁾。すなわち、米ソ両国については、ともに一九二六年に予定されている国際連盟の軍縮会議や国際経済会議への参加が見込まれていることが挙げられている⁽³¹⁾。ソ連に関しては、世界革命路線の挫折や、国内での社会主義建設の必要性、およびロカルノ条約による外交的孤立などを受けて、一九二五年一二月のロシア共産党大会で一国社会主義路線を採用し、対外的には平和外交を志向するようになり、ロカルノ体制にも順応する用意がある、とヘツチュは指摘している。ここでヘツチュは、ソ連が国際連盟に加入する可能性についてすら言及している。すなわち、

「収穫計画における失敗とそれによつて輸出入計画を制限しなければならぬこと、ソヴェエト体制にとつての大農層・私的取引の脅威、ロカルノの結果として

の外交的孤立——これら三つの危険要因は相互に誘発されたものであり、これによつてソヴェエト体制は、党大会でも勝利を収めた路線をとらざるをえないのである。……〔ソ連の外交〕路線は決定的に確定されている。ポリシエヴィズムによる欧州征服などありえない。ポリシエヴィズムは今や干渉・亡命——それは政治的には完全に終結した——への懸念から自由となつたので、かの三つの危機の要素に直面することとなつた。これに對抗し、前進・自存していくためには、欧州の体制に順応し、債務協定・通商条約・借款の面で他国に承認されねばならない、たとえ国際連盟への道に至ることになろうとも、である。この道こそは、まづロシアを二月の軍縮会議へと導いているのである！」⁽³²⁾。

このようなソ連外交を、ヘツチュは同じ時期の別の論説において、「ロシアの利害から必然であるロシアの欧州政策」と表現している⁽³³⁾。一方、アメリカに関しては、国際連盟とも密接な関係にあるハーグ常設国際司法裁判所への加入が決定されたことなどが指摘されている⁽³⁴⁾。ヘツチュによれば、このように、ロカルノ条約の締結後にソ連とアメリカによる欧州志向が一段と強まっていることによつて、「国際連盟は次第にユニバーサルな性格以上のものを得て

いる。この性格こそは、敗戦国に対する欧州の戦勝国によるまとまり (Einigung) であつた連盟にこれまで欠如してゐると世界が見なしてきたものなのである。当然のことながら、このことはドイツの連盟加入によつてますます強化・促進されるのである⁽³⁵⁾。

以上からもうかがえるように、「ロカルノの条約理念」によるロカルノ批判というヘッチュの論法の背景として、いまひとつ挙げられるのが、ロカルノ条約締結後のドイツの国際連盟加入政策に対してヘッチュが、早くから概してポジティブな評価を下しているということである。すなわち、ヘッチュは、ロカルノ条約締結後の、次なるドイツ外交の喫緊の課題として、国際連盟加入をめぐる問題を挙げ、ドイツ外交の積極性・能動性を発揮できる機会である⁽³⁶⁾ととらえている。そのなかでも、とりわけヘッチュが重視しているのが、ロカルノ条約での連盟規約第一六条に関する共同覚書に国際連盟による「法的承認」を付与する必要性である⁽³⁷⁾。また、先述のように、ヘッチュは、ソ連・アメリカによる欧州志向の強化と並んで、ロカルノ条約締結後のドイツの連盟加入政策自体も、国際連盟における情勢を变化させうる契機である⁽³⁸⁾ととらえていた。

以上のことから、第一次世界大戦後の国際体制――

ヘッチュの表現を用いれば、「静力学 (Static)」――に対して、変化の契機となりうる趨勢――同じくヘッチュの言葉を借りれば、「動力学 (Dynamik)」――の一つとして、ロカルノ体制や国際連盟がとらえられていることが分かる。ヘッチュは、『パリ講和後の世界政治の勢力配分』という、ヴァイマル期を通して第六版まで版を重ねたパンフレットにおいて、「静力学」と「動力学」という概念から第一次世界大戦後の国際政治を描写・分析している⁽³⁹⁾。この二つの概念は第一次世界大戦後のヘッチュによる国際政治論の大枠をなすものとしてきわめて重要であると思われる。ヘッチュによれば、ここで言う「静力学」とは「パリ講和後における世界政治の諸勢力の新たな配分」であり、「動力学」とは「その講和で現れた世界政治情勢を改変するか、少なくともそれとは独立して活動しているような、趨勢・国家関係・発展」である⁽⁴⁰⁾。ヘッチュは、「静力学と動力学の両者から、現在の世界政治の像が明らかとなる」と述べる⁽⁴¹⁾。具体的には「静力学」とヘッチュが規定するのが、「欧州に対する……フランスの覇権と、世界に対する、アングロサクソンの支配」であり⁽⁴²⁾、「動力学」としてヘッチュが注目しているのが、アメリカの欧州志向の強化、英仏関係の冷却化、ソ連の国際政治への復帰等である⁽⁴³⁾。

すなわち、ヘッチュは、各国の政治情勢・国際的な勢力

関係を分析・考察することによって、ロカルノに対して、一方で批判的な立場を取りつつも、他方では受容する可能性を見出したのではないだろうか。ちなみに、ロカルノ会議が開かれる以前から、ヘツチュは、ドイツにとつて必ずしも不利ではない世界情勢を指摘し、欧州の安全保障議論においてそのことを利用すべきであると主張していた。⁽⁴⁴⁾ こうした主張は、ロカルノ条約を「国際関係における新時期の始まり」と見なす考えにつながるものとして、注目に値する。⁽⁴⁵⁾

五. 国際連盟常任理事国問題・ベルリン条約に対するヘツチュの議論

ロカルノ条約が調印された後、条約発効の条件を満たすために、一九二六年二月にドイツは国際連盟加入を正式に申請するが、常任理事国問題により一旦は頓挫してしま⁽⁴⁶⁾う。さらにその後四月にはドイツとソ連との間でベルリン条約、いわゆる独ソ中立条約が結ばれることとなった。本節では国際連盟常任理事国問題とベルリン条約とに対するヘツチュの議論を分析したい。

第一に指摘できるのは、国際連盟の理念による国際連盟批判、あるいは国際連盟の機構としての連盟理事会に対す

る批判である。すなわち、ロカルノ条約を「ロカルノの条約理念」によって批判したように、ヘツチュは、国際連盟自体、とくに連盟理事会も、国際連盟本来の理念に照らし、しかるべく変わる・変える必要性がある、と主張する。ヘツチュは、ドイツの国際連盟加入申請および常任理事国問題により、「意図的に不明確にされてきた連盟の本質、⁽⁴⁷⁾についての問題」、つまり、普遍的な理念と欧州戦勝国中心主義という現実との矛盾が表面化した、と指摘している。すなわち、

「国際連盟の問題、全体の所在は、連盟の構成に、それ以上に、連盟の原理の矛盾にこそある。すなわち、国際連盟が全世界と欧州の国際会議とにとっての最高法廷 (Areopag) たらんとする一方で、連盟理事会は……実際にはもはや存在しない欧州の覇権を隠蔽するためのものであり、権力地位の喪失を人工的な法秩序によって埋め合わせようと試みているのである。このことに対して、モスクワと南北アメリカ、アジアが反乱を起こしているのである！……そのような国際連盟の理念がもちこたえられるかどうかは、まだはつきりとしていない。しかし連盟の機構はとんでもないものであり、この種のあらゆる機会に際して同様の紛争を

引き起こすことは必定である。この機構を諸国家と諸民族の眞の同盟に再編する意思と能力は、そこにあるであろうか？このことは困難である。なぜならば、もしそうなれば戦勝国、すなわちフランス一派 (Französischer Ring) による「国際連盟の」利用が不可能になってしまふからである。⁽⁴⁸⁾

また、ベルリン条約締結による独ソ関係の再強化を受け、諸外国や国際連盟内部で懸念が表明されていることに對して、ヘツチュは、ベルリン条約によつて打撃を受けたのは、国際連盟自体ではなく、「連盟の内部で反ドイツ的な連合をめざし、連盟をそのために利用しようとする古くて周知の思考」であると主張している。⁽⁴⁹⁾「フランス一派による「国際連盟の」利用」という前の引用の文言とあわせれば、ここでのヘツチュによる国際連盟批判は、フランスの同盟政策——その中核をなすとヘツチュが見なしたもののこそ、フランス・ポーランド同盟であつた⁽⁵⁰⁾——への對抗とも関連づけられていることがえる。ヘツチュが国際連盟への加入を基本的には支持したのに対して、當時、DNVP指導部によるライヒ議會演説においては、連盟加入政策の容認を示唆する発言もあつたが、⁽⁵¹⁾なおも連盟への根強い不信や嫌悪が表明されていた。⁽⁵²⁾

一方、ベルリン条約に對するヘツチュの議論の特徴として指摘できるのが、ロカルノ・国際連盟の理念によるベルリン条約の正当化という論法である。まずヘツチュは、ベルリン条約を、それ自体が、西欧諸国や国際連盟に對して、ドイツの「行動の自由」を確保するものであり、⁽⁵³⁾ロカルノ政策によつて生じた「危機的な可能性をはらんだ勢力均衡状態のズレ」を回復させるものであると歓迎する。⁽⁵⁴⁾ベルリン条約に對するこうした観点は、DNVP内で広く共有されていたと言えよう。⁽⁵⁵⁾しかし、一方でヘツチュは、「東方に對するロカルノ体制の不備を補完する」必要性をベルリン条約締結の以前から主張していた。⁽⁵⁶⁾ベルリン条約が結ばれた直後の論説では、ロカルノ・国際連盟の理念とは何ら抵触しないような条約によつて、「ドイツの死活利害 (Lebensinteressen)」に沿う形で、ロカルノ体制の補完を、ドイツの側から行う必要性があると述べている。すなわち、ドイツ側の外交努力によつて、

「ベルリン条約はロカルノ・ジュネーヴ体制に適合・「順応」できるようになったのである。……ベルリン条約はそれ自体、ロカルノ・ジュネーヴからは独立しているが、ドイツの見解・意図——ロカルノ体制が持続しているだけではなく、「今年の」秋の国際連盟

〔総会〕において同体制が完成するのは間違いない——を出発点としている。しかし、後者〔ドイツの連盟加入によるロカルノ条約の発効〕はいまだ全く不確定である。ドイツはロシアを国際連盟に近づけることによつて、西欧諸国とジュネーヴのためにひとつの貢献をしたのである。……ドイツはこんにち軍事的に弱体で無力である。ドイツの運命とは依然としてその中央ヨーロッパ的な位置なのである。したがつてこんにち、ドイツは、欧州の平和政策 (europäische Friedenspolitik) を推進するような偉大な中立国となつた——この定式は完全に正しい。ドイツは東西の架け橋となることによつて欧州の平和政策を支えるのである。しかしそのためには、ドイツは自らの同権と死活利害とが承認されるよう——ここでは改めて、「連盟規約」第一六条についての我々の立場と、そのことをジュネーヴが「法的に承認すること (Legalisierung)」とを想起せねばならない——他国に要求し、貫徹せねばならない⁽⁵⁷⁾。

ベルリン条約をこのように解釈するのは、一般に、DN VPの特徴というよりはむしろ、シュトレーゼマンや左派・中道派の見解に近いと言えよう⁽⁵⁸⁾。すなわち、ヘツチュは、D

NVP一般の見解のようにベルリン条約をそれ自体として評価したが、それだけではなく、シュトレーゼマンらのようにロカルノ・国際連盟の一環としても評価したのであった。

以上のようにして、ヘツチュは、ロカルノ条約・国際連盟とベルリン条約、および「ドイツの死活利害」とをそれぞれ結びつけ、相互補完的なものとしてとらえたのである。このことは、ベルリン条約締結の直後にポーランドでピウスツキ (Józef Piłsudski) によるクーデタが発生したことに対して、ヘツチュが展開している議論を参照することによりいっそう際立つ。ここでヘツチュはロカルノとベルリン条約を引き合いに出し、フランス・ポーランド同盟の弱体化と独ソ提携の強化とを指摘し、「欧州の平和政策」をふりかざすことによつて、政治的・経済的に混乱しているポーランドに対してきわめて尖鋭的な警告・圧力を加え、東部国境の修正への道を開こうとしている。同論説においては、独ソ両国によるポーランドの分割すら示唆されていることが注目⁽⁵⁹⁾に値する。

六. おわりに

ロカルノ条約・国際連盟に対するヘツチュの議論の特徴

としては、ロカルノ条約・国際連盟に対する批判のなかに、すでにそれを受容しうる論理が内包されており、基本的理念・枠組みそのものは一旦は、むしろかなりポジティブに認めつつ、その基本的理念・枠組みを手段として、ヴェルサイユ体制——ヘッチュの表現を用いれば、「欧州に対するフランスの覇権」——というより大きな枠組みの修正・改変をめざすという点にある。すなわち、「ロカルノの条約理念」によるロカルノ批判、国際連盟の理念による国際連盟批判といった論法である。ヘッチュがロカルノ・国際連盟を受容するに至る大きな背景の一つと思われるのが、「国際関係における新時期の始まり」としてロカルノをとらえていたことである。すなわち、ヘッチュは、第一次世界大戦後の国際秩序の枠組みに対して、何らかの変化の契機となりうる、大きな趨勢や傾向の一つとして、ロカルノ・国際連盟をとらえていたのである。そこにおいては、英仏関係の悪化や、フランス・ポーランド同盟の弱体化、ソ連の安定化・強化、米ソの欧州志向の強化といった要素がとくに大きな位置を占めていた。ヘッチュは、大戦後の欧州の国際秩序を規定していたのは、イギリスとの関係やポーランドとの同盟に支えられたフランスの覇権であると見なしていた。このような「欧州に対するフランスの覇権」に対し楔を打ち込みうる存在として、ヘッチュが

ヴァイマル期はかなり早い段階から重要視していたのが、ロシア国家が革命による荒廃から立ち直り、アメリカとともに世界政治の舞台に復帰し、欧州志向を強化することであった。⁽⁶⁰⁾

このようなロカルノ観のもと、ヘッチュは、ベルリン条約における独ソ提携の強化を、ロカルノ・国際連盟の理念を補完するものと見なすことよつて、ロカルノ・国際連盟・ベルリン条約という連関と「ドイツの死活利害」とを結びつけたのであった。

以上のようにして、ヘッチュは、大戦前以来の持論であった独露提携路線・反ポーランド路線に、ロカルノ政策を組み込もうとしたのであった。これに対して、シュトレゼマンは、独ソ提携路線・反ポーランド路線をロカルノ政策に組み込もうとした、と言うことができるであろう。

ちなみに、「ロカルノの条約理念」によるロカルノ批判といったような論法は、本稿では扱えなかったが、ヴァイマル期におけるヘッチュの内政論にもかなりの程度当てはまるのではないかと考えられる。すなわち、一旦はヴァイマル共和国を受け入れたうえで、右派連立やヒンデンブルク大統領 (Paul von Hindenburg)、さらには大統領内閣によつてヴァイマル体制の修正・改変をめざす、といった議論である。⁽⁶¹⁾

いずれにせよ、このような論法こそが、ヘッチュがDNVPとシュトレゼマン外交、さらにはヴァイマル共和国との大きな接合剤の一つになり得た論理なのではないだろうか。このことは、一九二五年から一九二六年の時点においてもなお、ロカルノ政策をめぐる問題がDNVPの原則的な姿勢にかかわることであったことに鑑みると、いっそう重みを帯びるのではないかと思われる。ドーズ案・通商・関税・財政・社会政策等をめぐって、すでに党のライヒ議会議員団の約半数近くが、「現実的協力」の必要性を認識しているなかで、最大のネックとなっていたのが安全保障問題・領土問題など、第一義的に外交が関係する問題であったからである⁽²⁾。

以上をふまえれば、ヘッチュは、「ロカルノの条約理念」によるロカルノ批判および国際連盟の理念による国際連盟批判といった論法を展開することによって、「現実的協力」の路線に大きな正当化の論拠の一つを提供し、DNVPの体制内化を外交政策において先導した存在であったと考えられる。こうしたヘッチュの議論が、実際にどの程度DNVP指導部の方針に影響を与えたのかという問題、および本稿で扱った時期の後にどのように発展していったのかという問題の分析については、今後の課題の一つとしたい。

註

- (1) ヘッチュに関する包括的な研究としては、vgl. Voigt, Gerd, *Otto Hoetzsch 1876-1946. Wissenschaft und Politik im Leben eines deutschen Historikers*, Berlin(Ost) 1978; Liskowski, Uwe, *Osteuropaforschung und Politik. Ein Beitrag zum historisch-politischen Denken und Wirken von Otto Hoetzsch*, Berlin(West) 1988. ヴィルヘルム期におけるヘッチュについては、以下も参照。拙稿「オットー・ヘッチュの東方政策論 一九〇〇—一九一八—ヴィルヘルム期ドイツにおける東方観の一例」『西洋史論叢』二八、二〇〇六年；同「ヴィルヘルム期におけるオットー・ヘッチュの東方政策論の形成過程——ロシア論、ポーランド論を中心に」『立正西洋史』二六、二〇〇九年。
- (2) Voigt, a.a.O., S.122-228, v.a., S.194, 199ff.; Liskowski, a.a.O., S.199-248, v.a., S.229ff.; Schlösser, Karl, *Die Deutsche nationale Volkspartei und die Annäherung Deutschlands an Sowjetrußland 1918-1922*, Mainz Diss. 1956, S.168-189, v.a. S.187; Erdmann, Karl Dietrich/ Geiser, Helmut, *Die deutsch-sowjetischen Beziehungen in der Zeit der Weimarer Republik als Problem der deutschen Innenpolitik*, in: *Geschichte in Wissenschaft und Unterricht*, 26, 1975, S.415f.
- (3) Voigt, a.a.O., S.135f.; Liskowski, a.a.O., S.144f.
- (4) 『れいこ』1934, vgl. Jonas, Erasmus: *Die Volkspartei von 1928-1933. Entwicklung, Struktur, Standort und staatspolitische Zielsetzung*, Düsseldorf 1965, S.23ff.; 木村靖

二「ナイツ国民党 一九一八—二〇年」『史学雑誌』
七十七、一九六八年、二頁。

(5) 野田宣雄「シュトゥレーゼマン外交とヴァイマル共和政の
安定」『史林』四四(五)、『一九六一年』: Grathwol, Robert
P., *Stresemann and DNVP. Reconciliation or Revenge in
German Foreign Policy 1924-1928*, Lawrence 1980; Jones,
Larry Eugene, *Stabilisierung von Rechts*. Gustav
Stresemann und das Streben nach politischer Stabilität
1923-1929, in : *Politiker und Bürger. Gustav Stresemann
und seine Zeit*, hrsg. v. K.H.Pohl, Göttingen 2002. DNVP
の「現実的協力」の路線が有した可能性をめぐる近年の議
論については、vgl. Mergel, Thomas, *Das Scheitern des
deutschen Tory-Konservatismus. Die Umformung der
DNVP zu einer rechtsradikalen Partei 1928-1932*, in :
Historische Zeitschrift, 276, 2003; Kittel, Manfred,
“Steigbügelhalter” Hitlers oder “stille Republikaner”? Die
Deutschenationalen in neuer politikgeschichtlicher und
kulturalistischer Perspektive, in : *Historische Zeitschrift*,
Beiheft, 44, 2007. よなみに、一九二五年と一九二六年の党
指導部 (Parteileitung) の人員表を見ると、急進派に属す
ると思われる人物も少なからず見受けられるが、党首・副
党首・ライヒ議会議員団長・政治顧問 (politischer
Beauftragter) などの要職はほぼ穏健派によって占められ
てしまっている。Grathwol, op.cit., pp.224f. Vgl. Ruge,
Wolfgang, *Deutschnationale Volkspartei (DNVP) 1918-*

1933, in : *Lexikon zur Parteiengeschichte*, hrsg.v. D.Fricke,
Bd.2, Köln 1984, S.476f. なお、このリストにはヘッチュエの
名は見られない。「ヘッチュエがDNVPの狭義の指導的グ
ループに所属したことは一度もなかった」という。Voigt,
a.a.O., S.130.

(6) Voigt, a.a.O., S.146-152; Liskowski, a.a.O., S.227f.

(7) 「ターク」紙は、一九〇一年にシエル出版社 (Scherl-
Verlag) によって創刊された日刊紙。DNVPの準機関紙
的な位置にあった『クロイツァイトゥング』紙とは異な
り、必ずしも明確にDNVPの立場を代弁していたわけ
ではなく、広く右派の市民層を対象としていた。ヘッチュエは
第一次世界大戦勃発の直後から『クロイツァイトゥン
グ』紙で毎週一回の外交論説を担当していたが、一九二四
年のドーズ案採決問題をめぐって編集部と対立し、同年末
に『ターク』紙に移って、連載を再開した。ちなみに同紙
の発行部数は一九二〇年代後半で約八—一〇万部であ
った。Ruge, a.a.O., S.482; Melischek, Gabriele/ Seethaler,
Josef, *Berliner Tageszeitungen 1918-1933. Teil 2*, in :
Relation. Medien - Gesellschaft - Geschichte, Jg.2/2, 1995,
S.73.

(8) *Kreuzzeitung*, 31.Okt.1923. その他については、vgl. *Kreuzzeitung*,
5.Dez.1923. ヘッチュエは、アメリカやイギリスによる介入・
調停を期待しつつ、受動的抵抗を強く支持していた。Vgl.
Kreuzzeitung, 18.Apr., 18.Juli, 1u.8.Aug.1923.

(9) Jonas, a.a.O., S.27; Grathwol, op.cit., pp.15f.; 木村靖二

- 「ヴァイマル共和国におけるドイツ保守派の解体」『社会科
学研究』二七、一九七五年、一三頁。高橋進『ドイツ賠償
問題の史的展開』岩波書店、一九八三年、二六〇頁以下。
- (10) 当初は明確な賛否を留保していたヘッチュは、ロンドン
会議においてドーズ案の内容が正式に決定されると、反対
姿勢を明確化した（*Kreuzzeitung*, 20.Aug.1924）。最終的
には受け入れを支持するに至った（*Kreuzzeitung*, 3.Sept.
1924）。
- (11) Jonas, a.a.O., S.27f.; Grathwol, op.cit., pp.19-57; Dörr,
Manfred, *Die Deutsche nationale Volkspartei 1925 bis 1928*,
Marburg 1964, S.63-73; 木村、前掲論文、一六一―二〇頁。
ライヒ議会でのドーズ案採決においては、ヘッチュも含む
DNVP議員団の半数近くが党の方針に反して賛成票を投
じ、ドーズ案成立を助けた。
- (12) 具体的には、ヘッチュは、英仏ベルギーによる対独安全
保障の動きに対して機先を制する必要性を指摘し（*Der
Tag*, 17.Dez.1924）、イギリスがドイツも含めた安全保障協
定を構想するようになると、これに賛同している（*Der
Tag*, 11.u.18.März 1924）。その後の論説においても、欧州
の安全保障議論自体を否定するような発言は見受けられな
い。
- (13) これに関しては、一九二五年四―九月の『ターク』紙の
論説を参照。ほぼ毎号のように欧州の安全保障問題がとり
あげられている。周知のとおり、独ソ関係をめぐる問題の
中心とは、制裁規定を定めた国際連盟規約第一六条であつ
た。
- (14) ヴェスタルプによるライヒ議会での一九二五年五月一九
日と同年七月二二日の演説。Stenographische Berichte
über die Verhandlungen des Deutschen Reichstages,
Bde.385 u. 387, S.1894-1903, 3399-3403; Grathwol, op.cit.,
pp.70-120, esp. pp.81ff.; Dörr, a.a.O., S.105-110, 134-158, v.a.,
S.134ff., 146f.
- (15) Grathwol, op.cit., pp.83, 102f.; Dörr, a.a.O., S.105f., 109f.,
136f., 139-143, 147f.; Freytagh-Loringhoven, Axel Freiherr
von, *Deutschland und der Völkerbund*, München 1925, v.a.,
S.17-20.
- (16) *Der Tag*, 14.u.23.Okt.1925.
- (17) *Der Tag*, 25.Nov.1925. 以下、引用文中の傍点強調は原
文のシフトペナル。
- (18) Korrespondenz der Deutschen nationalen Volkspartei,
Nr.236, 30.Okt.1925, abgedruckt in : Dörr, a.a.O., S.525f.;
Kreuzzeitung, 30.Okt.1925. Vgl.Grathwol, op.cit., p.146.
- (19) Korrespondenz der Deutschen nationalen Volkspartei,
Nr.237, 31.Okt.1925, abgedruckt in : Dörr, a.a.O., S.522f.;
Kreuzzeitung, 31.Okt.1925. Vgl.Grathwol, op.cit., pp.146f.
〔 〕は引用者（以下同）。
- (20) Westarp, Kuno Graf von, *Locarno. Authentische und
kritische Darstellung*, Berlin 1925; Stenographische
Berichte über die Verhandlungen des Deutschen
Reichstages, Bd.388, S.4493-4505, 4574-4580; Dörr, a.a.O.,

S.181ff.

- (21) Grathwol, op.cit., p.140; Dörr, aa.O., S.184ff.; Hugenberg, Alfred, Locarno(Aus dem "Berliner Lokal-Anzeiger" vom 15.November 1925), in : *Streiflichter aus Vergangenheit und Gegenwart*, Berlin c.1927, S.90f.

(22) 註(27) 参照。

- (23) 「クーノ協定 (Cunopakt)」とは、一九二二年一月にドイツのクーノ首相 (Wilhelm Cuno) によって提案されたラインラント安全保障協定の構想を指す。一九二五年二月のシュトレーゼマンの対仏覚書——周知のように、それは欧州の安全保障問題に一石を投ずることとなった——においても、交渉の前提として言及されていた。高橋、前掲書、六〇頁以下。Ministerium für Auswärtige Angelegenheiten der DDR(Hg.), *Locarno-Konferenz 1925. Ein Dokumentensammlung*, Berlin(Ost) 1962, S.61.

(24) *Der Tag*, 24.Juni, 1.u.22.Juli 1925.

- (25) 実際ヘッチュは、この時期以降の論説においても東部国境の修正を繰り返し主張しているが、その際に仲裁裁判条約の前文に対する批判をもちだすことは、管見の限り見られない。西部国境に関しては、そもそも修正の可能性を重視するような主張自体が見受けられない。

(26) *Der Tag*, 25.Nov.1925.

- (27) Ebd.「フランスの東方条約 (仏・ポーランド相互保障条約および仏・チェコスロヴァキア相互保障条約) とは、新たな形式において国際連盟に適合させられているため、従

オットー・ヘッチュによる対ロカルノ政策論

来のフランスの東方同盟の弱体化でもある。しかし、非急進派のハンブルクのメンデルスゾーン＝バルトルディ教授 [Albrecht Mendelssohn-Bartholdy, 国際法学者] でさえも、フランスの新たな東方条約の第一条第二項は「潜在的な宣戦布告、すなわち古いタイプの条約該当事由」を含んでいる、と述べている。ドイツは、この条文が文言と意味において連盟規約に違反していると反論すべきであり、このことをジュネーヴで議題にしなければならぬ！」

- (27) ヘッチュによれば、第一次世界大戦後のフランスは、「欧州における覇権的地位」を確固とするため、ドイツ国家の従属化・解体をめざしている。フランスはその手段として、西方においては、ラインラントの占領・非武装の永続化を狙い、東方においては、「障壁政策」によってドイツとロシアを分断しようとしている。そしてこの「障壁政策」の中心たるべきなのが、「領域的にできるだけ巨大で、軍事的に強力で、財政的に安定したようなポーランド」なのである、という。Hoetzsch, Otto, *Die weltpolitische Kräfteverteilung nach den Pariser Friedensschlüssen*, 1921 Berlin, S.12-16.

(29) *Der Tag*, 6.Jan.1926.

- (30) ヘッチュは、これ以前の時期から、米ソの欧州志向に強く期待・注目していた。註(43) 参照。

(31) *Der Tag*, 3.Febr.1926.

(32) *Der Tag*, 6.Jan.1926.

(33) *Der Tag*, 3.Febr.1926.

- (34) Ebd.
- (35) Ebd.
- (36) *Der Tag*, 9.Dez.1925.
- (37) *Der Tag*, 2.Dez.1925.
- (38) 今の早急時期の言及については、vgl. *Der Tag*, 23. Dez. 1925.
- (39) Hoetzsch, Otto, *Die weltpolitische Kräfteverteilung nach den Pariser Friedensschlüssen*, 1921 Berlin. Neubearb. Aufl. 1923, 1925, 1928, 1930, 1933.
- (40) Ders., *Die weltpolitische Kräfteverteilung nach den Pariser Friedensschlüssen*, 1925 Berlin, S.4.
- (41) Ders., *Die weltpolitische Kräfteverteilung seit den Pariser Friedensschlüssen*, 1930 Berlin, S.7.
- (42) Ders., *Die weltpolitische Kräfteverteilung nach den Pariser Friedensschlüssen*, 1925 Berlin, S.24.
- (43) Ebd., S.29ff. 同書の第二版（一九二三年）では以下のようによ約されている。「フランスが持続化させようとする今日の世界情勢を変化させる契機が、この方向において作用しているか、あるいは作用するかもしれない。第一に、英仏間のますますの疎遠化、第二に、南東欧と近東における自立努力、第三に、アメリカの政策のますますの活性化、第四に、露独の再強化——両国は、正常で生産的で自立した経済体・強力な国家体に再びなるという同様の利害を互いに有しているのである」。Ders., *Die weltpolitische Kräfteverteilung nach den Pariser Friedensschlüssen*, 1923 Berlin, S.28.
- (44) *Der Tag*, 8.Juli, 12.Aug.1925. 具体的には、フランスにおいて政府危機・財政危機・モロッコ問題が深刻化していること、債務問題・軍縮問題との関連で、アメリカが欧州の安全保障問題に大きく関心を寄せていること、独ポ関税競争の勃発やポーランドにおけるドイツ国籍選択者への迫害問題等が言及されている。
- (45) 党急進派の外交専門家であった国際法学教授のフライターク＝ローリングクホーフェン (Axel Freiherr von Freytag-Loringhoven) も、国際情勢の変化を「解放闘争への道」を開くものと見なした。しかし彼は、「そのような待ち望まれる変化とは、国際連盟の崩壊と同義である」と述べ、ヘッチェとは全く逆の見解を示している。Freytag-Loringhoven, aa.O., S.13.
- (46) ドイツが国際連盟において常任理事国となることはほぼ自明と見なされていた。しかしこれに対して、スペイン・ブラジル・ポーランドなども自国の常任理事国入りを要求するなど、事態が紛糾した。
- (47) *Der Tag*, 17.März 1926.
- (48) *Der Tag*, 24.März 1926.
- (49) *Der Tag*, 5.Mai 1926.
- (50) 註(28) 参照。
- (51) ヴェスタルプによるライヒ議会での一九二六年三月二二日の演説、および名譽党首のティルピッツ (Alfred von Tirpitz) によるライヒ議会での一九二六年三月二三日の演

註。Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Deutschen Reichstages, Bd.389, S.6459f., 6511.

- (52) Ebd., S.6453f. Vgl. Dörr, a.a.O., S.205-209; Grathwol, op.cit., pp.174f.; Freytagh-Loringhoven, Axel von, *Von Locarno nach Genf und Thoiry*, Berlin 1926. 註(45)も参照。

- (53) *Der Tag*, 28.Apr.1926.

- (54) *Der Tag*, 5.Mai 1926. ムッチュはベルリン条約批准をめぐるライヒ議会演説(一九二六年六月一〇日)においても「わが政友たちの立場」として、とくにこれらの観点を強調している。Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Deutschen Reichstages, Bd.390, S.7437f.

- (55) Vgl. Erdmann, a.a.O., S.405, 415f.; Grathwol, op.cit., pp.195f.

- (56) *Der Tag*, 10.März 1926.

- (57) *Der Tag*, 28.Apr.1926.

- (58) Vgl. Erdmann, a.a.O., S.404f., 407-415; 大内宏一「グスタフ・シユトレーゼマンの防禦の外交について」『西洋史学』九二、一九七三年、五五頁以下。

- (59) *Der Tag*, 19.Mai 1926. 「ポーランドと」フランスとの同盟はロカルノ条約によって効力を失った。ルーマニアとの同盟は何ら意味をなさない。ポーランドは独露と公然たる敵対関係にある。ベルリン条約とロシアの周辺国家政策とによって「ポーランド外交の」孤立は完全なものとなったのである。……ピウスツキは今でも熱烈な反ロシア派である。

オットー・ヘツチュによる対ロカルノ政策論

り、ドイツとの協調を志向している。しかし、こうした外交構想は、ロカルノとベルリン条約が結ばれた状況にあつてはもはや事足りることはない。ピウスツキは、新たなポーランド外交として独露両国との協調をめざす必要性を認識・貫徹できるであろうか？ ナシヨナリズム的な分子に對抗して少数民族の権利を守ること——このことは独露との協調の前提条件である——がピウスツキにはできるのであるうか？……至るところに不穏状態・危機・動揺があり、欧州ではとうてい平和が見出されていない。確かな欧州政策(europäische Politik)——その責任は第一に仏英の内閣にある——を行う意思と能力なくしては、欧州は新たな危機の淵から逃れることができないであろう。しかしこのような欧州政策とは、講和条約の修正への意思を意味する。すなわち、目下ポーランドのクーデタによって全世界に示されたように、何ら平和条約たり得ない講和条約の修正である。民族誌学的な基礎に限定されたようなポーランドならば、あるいは独立を保つことができるかもしれない。「しかし」ドイツに対するヴェルサイユで創出され、ロシアに対するリガ講和(一九二一年)で完成された大ポーランドには、何ら持続的な保障が存在しない。そのようなポーランドは、一八世紀のポーランドがそうであったように、欧州にとつての脅威であり続けるのである——」

- (60) 註(28)・(43)参照。

- (61) Vgl. Voigt, a.a.O., S.135f., 231f.; Liszkowski, a.a.O., S.205.

- (62) Dörr, a.a.O., S.198; Grathwol, op.cit., p.209. 註(11)も参

照。プロイセン邦議会議員団長代理で、党穏健派のグレー
フ・アンクラム (Walther Graef-Anklam) は、ロカルノ
政策への党の対応について、一九二八年の論稿で、以下の
ように回顧している。「党にとって、党独自の立場を犠牲
にした妥協が許容できないのは、内政問題においてより
も、外交政策の事案においてである」。Ibid., p.209.